

生活衛生とちぎ

題字 加賀田 修一 氏

編集・発行

公益財団法人 栃木県生活衛生
営業指導センター
〒320-0027
宇都宮市塙田1-3-5砂川ビル
TEL028(625)2660
栃木県保健福祉部医業・生活衛生課
〒320-8501
宇都宮市塙田1-1-20 TEL028(623)3110

令和7年度事業計画の概要

I 生活衛生関係営業対策事業

1 相談指導等事業

(1)生活衛生営業相談室の運営

- ア 当指導センター経営指導員による経営、税務、金融、衛生等に関する相談指導
- イ 地区生活衛生営業相談室の開設による相談指導
- ウ 顧問弁護士による法律相談
- エ 顧問税理士による税務相談

(2)融資指導等

- ア 融資に関する相談指導及び融資制度の普及啓発
- イ 非組合員の生活衛生融資に係る推薦事務(受託事業)

(3)巡回指導事業

経営特別相談員による巡回指導

(4)再生支援特別研修会

経営特別相談員及び生衛事業者を対象とした研修会

(5)指導員研修事業(受託事業)

経営特別相談員を対象とした専門的知識習得のための研修

(6)消費者コールセンター事業

消費者コールセンターの開設による消費者からの苦情相談等への対応

(7)調査事業(受託事業)

- ア 経営状況調査
月次の経営状況について定点で定期的に調査
- イ 景気動向等調査
四半期毎の景気動向等について定点で定期的に調査

2 分野調整等指導事業

大企業の進出や過当競争による紛争、弊害等の解決を目指し、調査、情報収集・分析を実施

3 後継者育成支援事業

インターンシップ事業等による若年者の生衛業に対する職業観の向上及び後継者確保対策の推進

II 生活衛生営業振興事業

1 組合振興計画事業等運営事業

(1)消費者懇談会

消費者ニーズを把握し経営に生かすための消費者との懇談会

(2)経営者等講習会

柔軟で個性豊かな営業を展開するための経営者等を対象とする講習会

2 地域ふれあいたすけあい事業

福祉的モデル事業等地域における社会貢献的な事業

3 生活衛生関係営業組織強化事業

(1)衛生水準の確保・向上事業

組合活動の活性化、組織基盤の強化等に係る生衛組合の取組を支援するための事業

(2)各種会議

- ア 協議会支部長等合同会議の開催
- イ 組合事務局長等会議の開催

III 標準営業約款登録事業(Sマーク)

生衛業者の質の確保及び消費者等の選択の利便を図るため、標準営業約款制度の普及を促進

IV 普及啓発事業

1 広報誌発行事業(受託事業)

「生活衛生とちぎ」を定期発行

2 普及啓発事業

各種啓発資材、ホームページの充実等による適宜適切な情報提供及び普及啓発及び登録の推進

V クリーニング師等研修事業(受託事業)

クリーニング師及びクリーニング業務従事者を対象とした研修等

VI ふれ愛入浴サービス事業

小山市における高齢者や障がい者を対象とした入浴サービス事業



ご挨拶

栃木県保健福祉部参事兼医薬・生活衛生課長 小島 敏

(公財) 栃木県生活衛生営業指導センター並びに生活衛生関係営業者の皆様におかれましては、日頃から本県的生活衛生行政の推進に多大な御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、関係者の皆様方には、快適で衛生的なサービスの提供を通じて、県民の皆様の暮らしに安らぎや豊かさを与えるとともに、地域における交流や憩いの場を提供するなど、日常生活の質の維持・向上になくてはならない、重要な役割を果たされていることに対し、改めて敬意を表する次第であります。

さて、新型コロナウイルス感染症の5類への変更後3年が経過し、外出機運の更なる高まりにより、今後の顧客数の更なる増加が期待されるところです。

一方で、消費者ニーズの多様化をはじめ、長期化する物価高騰や後継者問題の深刻化などに加え、デジタル化の加速など対応すべき課題が多く、生活衛生業界の大きな転換期にあるといえます。

こうした中、生活衛生業界の皆様が一体となって、経営の健全化と衛生水準の維持・向上に積極的に取り組まれていることは、大変心強い限りであります。

県といたしましても、今後とも、関係者の皆様と連携を図りながら、生活衛生業界の健全な発展及び県民の安全・安心の確保に向け、各種施策を着実に推進して参りますので、引き続きお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、(公財) 栃木県生活衛生営業指導センター並びに生活衛生関係営業者の皆様方のますますの御発展と御活躍を心から御祈念申し上げまして、あいさつといたします。



「生活衛生」を共につなぐ



株式会社日本政策金融公庫 佐野支店長 加治原 克仁

生活衛生関係営業の皆さまには、日頃から日本公庫の業務につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このGWには多くの観光客が栃木県を訪れ、地域が賑わい魅力が発信されました。一方で物価高、人手不足に米関税政策による先行き不透明感が重なり、生活衛生業界にとって厳しい経営環境が続いています。こうした状況下だからこそ地域の暮らしを支える生衛組合の皆さまの役割は重要であり、その役割を皆さまと共に未来につないでいく必要があります。

以前日本公庫が行った生衛業の未来を担う若手経営者へのアンケートによると、若手組合員が「生衛組合に今後期待する取組み」では、「組合員向けの融資制度や共済・保険の拡充」に続き、「同業者との人脈づくり・情報交換」、「お店の販売促進をサポート」や「スタッフの確保・育成に関するサポート」が上位に挙げられました。こうした期待に応えることが組合の魅力や認知度を更に高めることにつながります。

私ども日本公庫では生衛組合の皆さまと連携し、使命である「政策金融の担い手として、安心と挑戦を支え、共に未来を創る。」の実現に向けて、資金繰り支援にきめ細かく対応するとともに皆さまの経営に役立つ情報発信に積極的に取組み、組合の活性化に貢献してまいります。

結びに、栃木県生活衛生営業指導センターをはじめ、生活衛生関係営業の皆さまの益々のご発展とご活躍を心からご祈念申し上げます。

食品技術功労者が表彰されました

令和7年2月6日(木)、栃木県庁において、栃木県食品技術功労者の表彰式が行われました。

この表彰は、多年にわたり食品の調理、加工、製造の分野で研さんを積み、その卓越した技術を後世に伝えている食品技術者を表彰するもので、食品業界に技術尊重の気風を醸成し、食品技術者の地位向上及び食品業界の振興に役立てることを目的としています。

今年度は、「寿し甚」(小山市)店主の寺内洋治氏、そば・うどん店「野村屋本店」(佐野市)店主の野村信行氏、「あさやホテル」(日光市)総料理長の永田武氏の3名の方々が表彰されました。

受賞された皆様には、衷心よりお喜び申し上げますとともに、引き続き健康に御留意いただき、ますます御活躍されますことを御祈念申し上げます。



前列左から永田氏、寺内氏、福田知事、野村氏

生活衛生関係営業施設数

令和7年3月31日現在

業 種	施設数	備 考
理容所	2,088	
美容所	4,625	
クリーニング所	377	リネン・取次所を除く
興行場	64	映画館、劇場に限る
旅館・ホテル	2,304	
一般公衆浴場	8	

	業種(改正前)	施設数	業種(改正後)	施設数
飲食店営業	一般飲食店	4,114	飲食店営業 (一般飲食店)	11,233
	旅館・ホテル	426		
	寿司屋	142		
	そば・うどん屋	289		
	バー・キャバレー	1,093		
	仕出し・弁当屋	679		
	惣菜店	142		
	コンビニエンスストア等	524		
	喫茶店営業(店舗)	117		
	食肉販売店(包装除く)	253	食肉販売店 (届出除く)	334



※飲食店営業等については、令和3年6月の改正食品衛生法施行により許可業種の内訳が変更になりました。改正後の許可業種への移行については経過措置期間が設けられているため、改正前・後に分けて計上しています。

組合だより

「経営者の経営のための心理学」セミナー開催

栃木県理容生活衛生同業組合

令和7年2月4日（火）、(公)トムキャット代表の中沢智之先生を講師としてお招きし、「経営者のための心理学」と題して、セミナー（経営者等講習会）を開催しました。

近年は、コミュニケーションの難しさが問題となっていますが、その解決策として有効とされる「アドラー心理学」について学びました。

アドラー心理学とは、経営者や販売に携わっている方がたどり着く心理学と言われており、困難を克服する活力を与える「勇気づけ」から入ります。

自分のことは自分で決める「自己決定性」、人の行動には目的がある「目的論」、心も体も結び付いたたった一つの存在「全体論」、誰もが主観的に物事を見ている「認知論」、すべての行動には必ず相手がいる「対人関係論」、この五つの理論を提唱しています。

- ・自分だけよくなれることなどない。
- ・自分と違う意見を認めないと自分も認められない。
- ・理屈を学んだなら、それに合致することを自分の目で見て感じて確認して、習熟度が上がっていくものである。
- ・嫌われる勇気を持つ。
- ・利益を生む行動は心が動いている。

奥の深い心理学であるため、今回のセミナーでは、簡潔にまとめて頂きましたが、この先を知りたいと感じた参加者の方が多かったのではないのでしょうか。

これからの経営が、向上していくきっかけになる貴重なセミナーとなりました。



R7年度クリーニング師研修・業務従事者講習実施予定

本年度は、第13クール（R7～R9）の1年目となります。詳細については、5月26日に（公財）栃木県生活衛生営業指導センターのホームページに掲載しますので、受講申込みをお願いいたします。

<クリーニング師研修1型>

<業務従事者講習1型>

開催期日	開催場所	開催期日	開催場所
9月2日（火）	安足健康福祉センター	9月17日（水）	安足健康福祉センター
12月2日（火）	栃木県庁小山庁舎	12月17日（水）	栃木県庁小山庁舎

※上記日程での受講が難しい場合は、2型（通信制）での受講をご検討ください。

人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しするための

中小企業 省力化投資補助金

簡易で即効性のある省力化投資に

カタログ注文型

補助率
1/2 以下

補助上限額
最大 1,500万円

- 対象製品のリスト(カタログ)に登録された汎用製品から事業課題に合わせて省力化製品を選択できます。
- 申請手続きが簡易で、申請から交付決定まで最短1ヶ月。随時公募受付のため、いつでも申請が可能です。
- 省力化製品の「販売事業者」が、省力化製品の導入と補助金申請・手続きをサポートします(共同申請)。
「販売事業者」の選択肢が広がり、より使いやすくなりました!

販売事業者も
募集!

2025年2月28日以降、
裏面記載のホームページから
「販売事業者」登録申請が可能になります。

補助対象
(カタログ掲載)
製品のカテゴリ



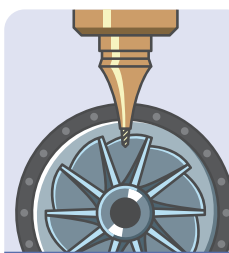
清掃ロボット



券売機

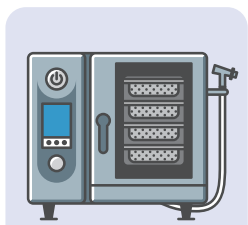


無人搬送車 (AGV・AMR)

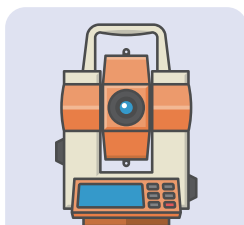


5軸制御マシニングセンタ

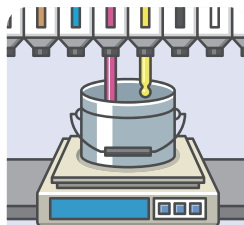
※一部の省力化製品は、置き換えであっても申請可能です。



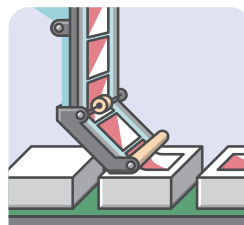
スチームコンベクションオーブン



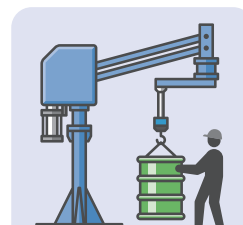
測量機



印刷用インキ自動計量装置



オートラベラー



バランス装置

サービス業から製造業まで、様々な業種向けの製品をラインアップ!

※2025年2月現在

【清掃・配膳ロボット、バックヤード業務サポート】清掃ロボット／配膳ロボット／飲料補充ロボット 【店舗・施設向けセルフ対応型機器】券売機／自動精算機／自動チェックイン機 【店舗・施設向けバックヤード業務サポート】物品貸出管理機／出入金機 【厨房サポート】スチームコンベクションオーブン／自動フライヤー 【セルフ式ガソリンスタンド向け】タブレット型給油許可システム 【自動車整備】自動調色システム／自動車向け溶接機(スポット溶接機)／自動車向け溶接機(パルス制御溶接機) 【美容機器】美容ライト脱毛機器 【食品機械】食品包膜機(食品包あん機、餃子成型機等) 【物流システム機器】無人搬送車(AGV・AMR)／検品・仕分システム／自動倉庫／ピッキングカートシステム／ラックシステム(垂直回転ラック)／ラックシステム(移動ラック)／ラックシステム(流動ラック)／垂直搬送機(貨物専用) 【印刷機械、紙加工関連機械】デジタル紙面色校正装置(グラビア・紙器)パッケージ用デジタルブルー／印刷用紙高積装置／印刷用インキ自動計量装置／産業用枚葉デジタル印刷機／印刷用紙反転機／自動紙折機／印刷物インサーター／トムソン加工自動カス取り装置／丁合機／デジタル加飾機／印刷紙面検査装置／段ボール製箱機／産業用デジタルラベル印刷機

どんどん
追加中!

【廃棄物分離回収】近赤外線センサ式プラスチック材質選別機 【荷移動・運搬サポート】バランス装置 【ラベル貼り付け】オートラベラー 【測量機器】測量機(自動視準・自動追尾機能付き高機能トータルステーション)／地上型3Dレーザースキャナー／GNSS測量機(RTK) 【高機能建設機械】マシンコントロール・マシンガイダンス機能付ショベル／チルトローテータ付ショベル／安全装置付ショベル 【解体機】シンダーコンクリート解体機 【建設現場作業】建設現場作業ロボット(鉄筋組立作業ロボット) 【プレス加工用機器】一本バー搬送ロボット／プレス用多関節ロボット／鍛圧・板金加工用バリ取り装置／パイプベンダー用投入・排出口ロボット／板金機械用材料シート自動搬入装置／板金機械用材料シート自動搬出装置／プレスブレーキ用金型自動交換装置／コイルライン／プレス間搬送ロボット 【鋳造用機器】鋳物用自動バリ取り装置／鋳造用自動注湯機／鋳造用プラスト装置 【非破壊検査装置】インライン非破壊検査装置(内部不良検査)／インライン非破壊検査装置(外部不良検査) 【工作機械】5軸制御マシニングセンタ／複合加工機／ツールプリセッター 【プラスチック機械】原材料自動計量混合搬送装置 【表面処理】蛍光X線膜厚測定器 【縫製機械】自動裁断機

中小企業省力化投資補助金とは、 人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

Be a Great Small.
中小機構

中小企業 省力化投資補助金 カタログ注文型

補助率
1/2 以下補助上限額
最大 1,500 万円

● 補助対象となる事業

人手不足の中小企業などが、省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性年平均成長率3%向上」を目指す事業計画^{※1}に取り組むものを対象とします。

申請時に全ての従業員の賃金が最低賃金を超えていること、補助金の重複に該当しないことなどの要件^{※2}を満たす必要があります。また、補助金の交付が決定された場合でも事業実績報告の審査によって補助額の減額となる場合があります。

※1. 公募要領「4-1. 補助対象事業の要件」を参照。※2. 公募要領「4-2. 補助対象事業者の要件」を参照。

● 補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	1/2 以下	200万円	300万円に引き上げ
6～20名		500万円	750万円に引き上げ
21名以上		1,000万円	1,500万円に引き上げ

※各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の応募・交付申請が可能です。

補助上限額がアップする
【大幅賃上げ特例】の
適用要件

事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+45円以上とする計画を策定し申請する必要があります

※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助額の減額となります。

● 申請から事業完了までの流れ



販売事業者も募集!

2025年2月28日以降、下記ホームページから「販売事業者」登録申請が可能になります。

※1. 申請にはgBizID(アカウント)の取得が必要です。取得には一定期間を要しますので、お早めにお手続きください。※2. 購入した製品の売却や転用、破棄などには制限が課され、残存簿価相当額などを返納いただく必要があります。※3. 人員整理・解雇を行っていた場合は、交付決定の取消となる場合があります。※4. 確認できない場合は、交付決定の取消となる場合があります。

本補助金の詳細や対象製品のリスト(カタログ)、公募要領などはこちらから
中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで

あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル

0570-099-660

IP電話などからの
お問い合わせ

03-4335-7595

カタログ
注文型

省力化製品に関わる工業会・
製造事業者・販売事業者のみさま

カタログ登録
サポートセンター

03-6746-1530
でご相談受付中!

● 受付時間：9:30～17:30／月曜～金曜(土・日・祝日除く) ※通話料がかかります。恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直してください。

全都道府県に、インフォメーション窓口を設けています。詳しくは上記ホームページをご確認ください。

令和7(2025)年度調理師試験の御案内

1 試験の日時及び場所

- (1) 日 時 令和7(2025)年8月6日(水)午前9時30分～正午
- (2) 場 所 宇都宮短期大学附属高等学校(宇都宮市睦町1-35)

2 試験科目

- (1) 公衆衛生学 (2) 食 品 学 (3) 栄 養 学
- (4) 食品衛生学 (5) 調 理 理 論 (6) 食文化概論

3 受験資格

次に掲げる学歴及び職歴を有する者

- (1) 学 歴
学校教育法第57条(高等学校の入学資格)に規定する者
- (2) 職 歴
給食施設又は営業施設の調理業務に従事した期間が2年以上となる者

4 提出書類

受験願書に次の書類を添えて提出してください。

なお、受験願書、調理業務従事証明書及び受験票は、各健康福祉センター、宇都宮市保健所又は栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課において配布するものを使用してください。

- (1) 調理業務従事証明書
- (2) 写真及び受験票

5 受験手数料

6,100円を栃木県収入証紙で納付してください。(受験願書に貼り付けること。)

6 受験願書の受付期間及び提出先

- (1) 受付期間 **令和7(2025)年6月4日(水)～6月10日(火)(ただし土日を除く)**
午前8時30分～正午、及び午後1時～午後5時15分

- (2) 提 出 先

ア 県内居住者：居住地を管轄する健康福祉センター(宇都宮市内居住者は、宇都宮市保健所)
ただし、矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町及び那珂川町居住者は、
県北健康福祉センター

イ 県外居住者：栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課

- (3) 提出方法

郵送不可。提出先に持参してください。

不備がある場合は受け付けませんので、提出書類一式を十分確認し、修正等が必要となった場合に備えて、余裕を持って出願してください。

7 問い合わせ先・詳細

- (1) 栃木県内の健康福祉センター(居住地が栃木県内の方で、宇都宮市外の方)
 - (2) 宇都宮市保健所(居住地が宇都宮市の方)
 - (3) 栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課(居住地が栃木県外の方)
- 問い合わせ先等の詳細は下記ホームページを御覧ください。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e07/life/shokuseikatsu/eisei/chourishi/announce.html>



※製菓衛生師試験についても、同様のスケジュールで実施いたします。詳しくは上記ホームページを参考に居住地を管轄する健康福祉センター又は宇都宮市保健所までお問い合わせください。

弁護士による**無料法律相談**のご案内

営業に関することや、身の回りで起きた様々な困りごとについて、白井弁護士（顧問弁護士）から助言や指導を受けてみませんか！

相続、不動産、労務関係等、幅広く対応いたします。

随時
対応

相談
無料

秘密
厳守

相談の流れ

1. 下記の申込書に記入して、**FAX**または**メール**でお申し込みください。
2. 栃木県生活衛生営業指導センター担当より、折り返しお電話します。
→ 相談内容の確認や日程調整を行います。
3. 白井裕己弁護士の事務所にて相談を行います～その場で助言！
→ 相談場所：県央うつのみや法律事務所（宇都宮市清住3-5-3）



白井裕己弁護士

お申込み・お問合せ

（公財）栃木県生活衛生営業指導センター

TEL：028-625-2660 FAX：028-627-5114 メール：tochigicenter@seiei.or.jp

（必要事項を記入してこのまま送信してください）

生活衛生関係営業 法律相談申込書

令和 年 月 日

次のとおり法律相談を希望します。

(フリガナ) 貴方のお名前		電話番号・携帯番号			
店舗・施設名		メールアドレス			
住所	☐ 自宅 ☐ 店舗等	〒 ー			
加入生衛組合 (該当項目に☑)	☐ 理容 ☐ 食肉	☐ 美容 ☐ 飲食	☐ 興行 ☐ 寿司商	☐ クリーニング ☐ 食鳥肉販売	☐ 公衆浴場 ☐ 中華料理
				☐ 旅館ホテル ☐ 社交飲食	☐ めん類 ☐ 料理
相談希望日	第1希望	月 日 () 午前 ・ 午後	第2希望	月 日 () 午前 ・ 午後	
相談事項に○を付けてください。					
1 相続関係 2 不動産関係 3 労務関係 4 その他					